

6. 効率性・透明性の確保

評価の取り組みの経緯

【政府】

1997.12

総理大臣 「再評価システム」導入を指示

1998.3

公共事業関係 6 省庁 「再評価システム」導入を決定

1998.6

中央省庁等改革基本法で「政策評価」を位置付け

2001.1

政府の政策評価「標準的ガイドライン」策定

2001.6

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」公布
(平成14年4月1日施行)

【道路行政】

1994.2

道路投資の評価に関する研究会を設置

1997.3

新規採択時評価の試行 (平成9年度予算)

1999.3

道路事業の新規採択時評価・再評価の本格実施
(平成11年度予算)

1999.11

事後評価の試行を決定

2001.5

国土交通省政策評価運営方針に主要渋滞ポイント解消等 14 の政策評価のための指標を位置付け

2001.10

道路IRサイトを開設

2001.11

全ての新設・改築事業 (直轄) を対象に事後評価の実施を決定

新たな計画決定プロセスのフロー

